

詳細はこちら



袋井市では、市民の新たなニーズへの対応と職員の働き方改革の両立を目的に、2026(令和8)年10月1日(木)から窓口開庁時間を9時から16時までに変更します。

☎総務課経営改革係 TEL44-3100

変更後

9:00~16:00

対象施設

市役所、浅羽支所、教育会館、総合健康センター(はーとふるプラザ袋井)、防災センター、こども若者家庭センター



なぜ窓口開庁時間を変更するの？

窓口開庁時間の変更により、業務改善や企画立案に取り組む時間を確保することで、事務の効率化と市民サービスの向上に取り組みます。あわせて職員の働き方を見直し、より質の高い行政運営を目指します。



窓口開庁時間外に手続きはできますか？

婚姻届や出生届などの戸籍の届出は、市役所と浅羽支所の守衛室で夜間・休日も引き続きお預かりします。

また、電子申請(オンライン申請)を利用すれば、そのほかの手続きも24時間いつでも申請できます。



市民課の時間外窓口の

対応日時も変わります

10月から、水曜日の時間外窓口は終了し、日曜日午前中の開庁は毎月2回の実施に変更します。取扱内容は下表のものに限定し、各種証明書の交付や印鑑登録の業務は行いません。

証明書が必要な場合は、証明書コンビニ交付サービスや電子申請(オンライン申請)をご利用いただくか、平日の開庁時間内にお越しください。

実施日時	取扱内容
毎月2回 日曜日 9:00~12:00 (受付は11:45まで)	①マイナンバーカードの交付 ②マイナンバーカードの電子証明書の更新・発行 ③マイナンバーカードの暗証番号再設定 ④旅券の交付(窓口での交付申請者のみ)

※①・②・④は予約制

☎市民課戸籍住民係

市民課マイナンバー利用推進係

TEL44-3112

TEL44-3108

「行かない窓口」をご利用ください

証明書コンビニ交付サービス

取得できる証明書

○住民票の写し ○印鑑登録証明書 ○戸籍謄本・抄本 ○戸籍の附票 ○課税(非課税)証明書

※戸籍謄本・抄本、戸籍の附票は、本籍と住民登録の両方が袋井市にある方のみ発行できます。

🕒 対応時間…毎日6:30～23:00(年末年始・メンテナンス日を除く)

コンビニ交付



Step 1



お近くの
コンビニへ

Step 2



マルチコピー機で
「行政サービス」→
「証明書交付」を選択

Step 3



マイナンバーカード
をセットして、4桁の
暗証番号を入力

Step 4



必要な証明書を
選択して
料金を支払う

☎市民課戸籍住民係 TEL44-3112

電子申請(オンライン申請)

市役所などに行かなくても、スマートフォンやパソコンから電子申請(オンライン申請)を利用して、さまざまな手続きができます。詳しくは、右記の二次元コードをご覧ください。

電子申請



手続きナビ



	申請手続き	郵	送	電子申請	担 当 課
市民生活	転出届	○		○	市民課戸籍住民係
	住民票の写し	○		○	
	印鑑登録証明書	○		○	
	戸籍謄本・抄本、戸籍の附票	○		○	
税金	所得・課税(非課税)証明書	○		○	納税課納税証明係
	納税証明書	○		○	
子育て	児童手当に関する手続き	○		○	こども政策課給付係
教育・保育	放課後児童クラブ入所申込	—		○	教育保育課教育保育係
	公立幼稚園・認定こども園(幼児部)の入園申込 ※市外への広域申請は窓口のみ	—		○	
	保育所・認定こども園(保育部)等の入所申込 ※市外への広域申請は窓口のみ	—		○	教育保育課施設運営係
		—		○	
水道	給水届(開始・中止)		ファックスのみ	○	水道課水道経営係
保険・年金	国民健康保険の加入・脱退届	○		○	保険課国保年金係
	国民健康保険人間ドック等受診助成金の申請	—		○	保険課保険給付係
	後期高齢者の人間ドック受診助成金の申請	—		○	